

三井住友トラスト VISA カード法人（団体）会員規約＜個人システム型＞（2022 年 4 月改定）

改定前	改定後（下線部が改訂箇所）
第 8 条（カードの利用枠） 12. 本条に定める利用枠は、本条第 7 項、第 8 項の定めにかかわらず、当社が適当と認めた場合には、当社所定の方法により、増額することができるものとします。ただし、本使用者から異議のある場合を除きます。	第 8 条（カードの利用枠） 12. 本条に定める利用枠は、本条第 7 項、第 8 項の定めにかかわらず、当社が適当と認めた場合には、<u>特段の通知を要せず、当社所定の方法により、増額できるものとします。ただし、使用者から増額を希望しない旨の申し出があった場合には増額を行わないものとします。</u>
第 26 条（届出事項の変更等） 1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、連絡先、決済口座、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、法人会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、当社が適当と認めた方法により法人会員または使用者が遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の届出用紙により届出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、電話等で届け出ることもできます。	第 26 条（届出事項の変更等） 1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、<u>連絡先</u>、決済口座、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、法人会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、当社が適当と認めた方法により法人会員または使用者が遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の届出用紙により届出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、電話等で届け出ることもできます。
第 27 条（合意管轄裁判所） 1. 法人会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、日本国を法廷地とし、訴額の如何にかかわらず、法人会員または当社の本社所在地を管轄する地方裁判所を合意管轄裁判所とします。	第 27 条（合意管轄裁判所） 1. 法人会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、日本国を法廷地とし、訴額の如何にかかわらず、法人会員または<u>当社所在地</u>を管轄する地方裁判所を合意管轄裁判所とします。
第 37 条（分割払い）	第 37 条（分割払い） <u>【下記「6.」を追加】</u> <u>6. 第 33 条第 2 項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘らず本条第 2 項に定める分割払手数料が発生し、本使用者はこれを支払うものとします。</u>

改定前					改定後（下線部が改訂箇所）				
＜キャッシングリボご利用時のご注意＞					＜キャッシングリボご利用時のご注意＞				
項番	対象条件	締切日時点 残高	変更前 毎月返済 金額	変更後 毎月返済 金額	項番	対象条件	締切日時点 残高	変更前 毎月返済 金額	変更後 毎月返済 金額
①	以下いずれかの条件に合致する方 ・2019年4月2日以降にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・2019年4月2日以降に会員の申し出により右の条件を希望された方 ・2019年4月2日以降に会員の申し出によりカードを切替された方 ただし、カード種類（プラチナ、ゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、レディース等）変更のみの切替は除きます。 ・切替前カードに②の条件が設定されており、2019年4月2日以降に会員申し出によりカード種類（プラチナ、ゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、レディース等）変更のみのカード切替をされた方	10万円超	1万円未満	1万円	①	以下いずれかの条件に合致する方 ・2019年4月2日以降にキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・2019年4月2日以降に会員の申し出により右の条件を希望された方 ・2019年4月2日以降に会員の申し出によりカードを切替された方 ただし、カード種類（プラチナ、ゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、 <u>クラシックプラス</u> 等）変更のみの切替は除きます。 ・切替前カードに②の条件が設定されており、2019年4月2日以降に会員申し出によりカード種類（プラチナ、ゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、 <u>クラシックプラス</u> 等）変更のみのカード切替をされた方	10万円超	1万円未満	1万円
		20万円超	1万5千円未満	1万5千円			20万円超	1万5千円未満	1万5千円
		50万円超	2万円未満	2万円			50万円超	2万円未満	2万円
		70万円超	2万5千円未満	2万5千円			70万円超	2万5千円未満	2万5千円
		90万円超	3万円未満	3万円			90万円超	3万円未満	3万円
②	①に該当しない方で、以下いずれかの条件に合致する方 ・2007年12月16日から2019年4月1日までにキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・2007年12月15日以前にキャッシングリボのご利用がない方	20万円超	2万円未満	2万円	②	①に該当しない方で、以下いずれかの条件に合致する方 ・2007年12月16日から2019年4月1日までにキャッシングリボのご利用枠を設定または増枠された方 ・2007年12月15日以前にキャッシングリボのご利用がない方	20万円超	2万円未満	2万円
		70万円超	3万円未満	3万円			70万円超	3万円未満	3万円
		200万円超	4万円未満	4万円			200万円超	4万円未満	4万円

改定前					改定後（下線部が改訂箇所）				
	・2017年2月13日以降2019年4月1日までに会員の申し出によりカードを切替いただいた方 ただし、カード種類（プラチナ、ゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、レディース等）変更のみの切替は除きます。					・2017年2月13日以降2019年4月1日までに会員の申し出によりカードを切替いただいた方 ただし、カード種類（プラチナ、ゴールド、エグゼクティブ、クラシック、クラシックA、 <u>クラシック</u> <u>プラス</u> 等）変更のみの切替は除きます。			
③	上の①②に該当しない方	50万円超	2万円未満	2万円	③	上の①②に該当しない方	50万円超	2万円未満	2万円
		100万円超	3万円未満	3万円			100万円超	3万円未満	3万円
		200万円超	4万円未満	4万円			200万円超	4万円未満	4万円
(2021 年 4 月改定)					(2022 年 4 月改定)				

ETC カード特約（個人用）

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
第8条（会員保障制度） 3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。 （1） 会員の故意もしくは重大な過失に起因する損害。なお、会員が ETC カードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員に重大な過失があったものとみなします。 （2） 損害の発生が保障期間外の場合 （3） 会員の家族・同居人・ETC カードの受領の代理人による不正利用に起因する場合 （4） 会員が本条4項の義務を怠った場合 （5） 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合 （6） 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の 61 日以前に生じた	第8条（会員保障制度） 3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。<u>なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</u> （1） 会員の故意もしくは重大な過失に起因する損害。なお、会員が ETC カードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員に重大な過失があったものとみなします。 （2） 損害の発生が保障期間外の場合 （3） 会員の家族・同居人・ETC カードの受領の代理人による不正利用に起因する場合 （4） 会員が本条4項の義務を怠った場合

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
損害 (7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害 (8) ETC マイレージサービスを利用する会員のマイレージサービスのポイントおよび還元額（無料通行分）残高の減少により生じた損害 (9) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害	(5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合 (6) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の 61 日以前に生じた損害 (7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害 (8) ETC マイレージサービスを利用する会員のマイレージサービスのポイントおよび還元額（無料通行分）残高の減少により生じた損害 (9) その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害
第10条（ETC カードの有効期限） 1. ETC カードの有効期限は、当社が指定するものとし、ETC カード表面に記載した月の末日までとします。	第10条（ETC カードの有効期限） 1. ETC カードの有効期限は、当社が指定するものとし、ETC カード表面に記載した月の末日までとします。<u>会員は有効期限経過後の ETC カードをただちに切断・破棄するものとします。</u>
第14条（免責）	第14条（免責） <u>【下記「5.」を追加】</u> <u>5. 会員は、当社および道路事業者等の定める所定の条件を充足した場合には、ETC カードを第3条第1項に定める利用目的以外の用途に利用（以下「多目的利用」という）することができる場合があります。この場合において、会員は、会員規約、本特約および多目的利用のサービスを提供する事業者が定める利用規約等に従って ETC カードを利用するものとします。当社は、事由の如何を問わず、多目的利用のサービスに関しては一切の責任を負担せず、当該サービスに関連して生じる一切の紛議（ETC システムや車載器に係るものも含む）の解決および損害賠償についても責任を負わないものとします。</u>
(2018 年 4 月改定)	(2022 年 4 月改定)

個人情報の取扱いに関する同意条項

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号> ○名称：株式会社日本信用情報機構 所在地：〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14 住友不動産上野ビル 5 号館 電話番号：0570-055-955 ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp ○名称：全国銀行個人信用情報センター 所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 電話番号：03-3214-5020 ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ <u>※株式会社シー・アイ・シーおよび上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク (CRIN) を構築しています。</u> ※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。	<提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号> ○名称：株式会社日本信用情報機構 所在地：〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14 住友不動産上野ビル 5 号館 電話番号：0570-055-955 ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp ○名称：全国銀行個人信用情報センター 所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 電話番号：03-3214-5020 ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ 【改定前下線部を削除】 ※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。
(2021 年 10 月改定)	(2022 年 4 月改定)